

税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺田熊雄君。

〔寺田熊雄君登壇、拍手〕

○寺田熊雄君 私は、日本社会党を代表して、内閣回提案せられました税三法の改正案につき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質問いたしたいと存じます。

今回の税三法の改正案は、一口に申しますと、大資産家階級に有利、労働者階級に不利であるという点におきまして、際立つて階級的のものであります。しかも、三木内閣の一枚看板とも言うべき社会的公正の確保につきましては、その要請を完全に踏みにじたものと申しても過言ではないのであります。まことに遺憾と申さねばなりません。

以下、その理由を申し述べますが、まず、所得税について申しますと、減税額の合計は二千四百八十億円、そのうち労働者の課税最低限を、標準世帯百八十三万円とすることを中心とする一般減税額は一千九百五十億円にすぎず、かかる僅少の減税額では、昨今の物価高と税の重圧から労働国民を解放することはできません。

さかのほって、政府は、昭和四十八年度における物価上昇率を五・五%と見込み、これに見合う物価調整減税額を一千三百七十億円といたしました。しかるに、同年度消費者物価の上昇率は、予算の審議中すでに八%を超えて、十二月中には一九・一%にも達したのであります。この激しい物価上昇と、これに伴う賃金の名目的上昇による税額の増加を考えますと、右の物価調整減税額は、とうていインフレによる国民の損失をカバーし得るものではありません。

昭和四十九年度も同様であり、政府は、消費者物価の上昇率を九・六%と見込み、これに見合う

減税額を二千二百六十億円といたしましたのであります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) ただいまの趣旨説明に対し、質問いたしたいと存じますと、東京は一三一・三、ロンドン八千円が三万七千八百円と、実際に三五%の大増税による損失を償わざるばかりか、前同様、ベースアップに伴う税負担の増大を考えますと、政府の言う一兆四千五百億円の大減税なるものは、一片の宣伝にすぎなかつたと申さねばなりません。

しかし、政府は、かかる消費者物価の高騰や自己の見通しの誤りなどに目をふざぎ、前年度税制改正の平年度化による減税額が三千五百億円あるとし、五十年度の物価調整減税分を八百六十億円をもつて足るとするのであります。国民を欺瞞することははなはだしいものと言わねばなりません。しかも、政府は、五十年五月よりの酒税の引き上げによる增收を一千七十億、たばこの値上げによるそれを二千五百億、合計三千五百七十億円と見込んでおるのであります。国民負担は、一層増大を余儀なくせられるのであります。

また、政府は、今年度、春闘による賃上げを抑えるため、財政、金融の引き締めや強引な價格政策などにより、本年三月末までの物価上昇を人為的に抑え込みつあるのであります。が、春闘以後は、恐らく經濟界の要求を抑え切れず、逐次、諸製品の價格引き上げを認めるのはいかと思われます。そういたしますと、それは、酒、たばこや、やがて行われる郵便料金の引き上げなどと相ましまして、五十年中ににおける物価上昇率を、前年同様、政府見通しをはるかに上回るものに押し上げるのではないかと考へられるのであります。

以上の諸要因により、労使両陣営が、今春闘における賃上げ率を二〇%以上と予想していることは、まことに当然と言わねばならぬ、政府の予想は、まことに当たらない考へらなければなりません。たとえば、我が国の消費者物価指数は、昭和四十五年を一〇〇とした場合、四十九年十一月中、実に一六四という世界最高の数字を示しておるのであります。されど、さらに大蔵省の調査月報によりますと、四十九年春における世界の生計費を比べました場合に、アメリカの首都ワシントンのそれを一〇〇とあります。たとえば年収百万円の独身者は百二十万円にアップするわけありますが、税金は二万五千円も達するのであります。その直接税及び間接税を通ずる税負担は、実に七三・八%にも達するのであります。このこととなり、これに酒、たばこの値上がりを加えますと、平均的ドリンクバー、スマーカーの場合でも、夫婦共かせき世帯の多い結果、わが国の納稅上の独身者数が全体の半数を占めることが考へますと、きわめて重大であると申さねばなりません。

總理は、これをもつてしましても、今回提案に係る超ミニ減税が物価上昇による損失を償い、国民の税負担を軽減するものと断言する勇気をお持ちでございましょうか。したがいまして、私たちは四十八年以降今日までの政府見通しを上回る物価の上昇に即応し、眞に国民の税負担を軽減するため、四十九年度税制改正の平年度化による税額の上昇を余儀なくせられるのであります。

さらに、北欧諸国や西ドイツにならい、不動産、有価証券、宝石などの資産一億円以上を有する者を対象とする富裕税を新設し、所得再分配と社會的公正の実現に資すべきであると考えるのであります。これがについての總理並びに大蔵大臣の御所見をお伺いいたしたいと存じます。

なお、この際、特に申し上げたいことは、從来、政府はともすればわが国標準世帯の課税最低限が米、英、仏、独などの諸国に比べ最も高い水準にあることを強調しがちであったのであります

が、所得金額や税額の形式的比較のみでは、この間の真相を把握することはできませんでした。たとえば、わが国の消費者物価指数は、昭和四十五年を

超え、防衛費をはるかに上回る数字に達し、一日に七百七十三万円の交際費を支出するという大商

けでございますが、あなたの御心配の中法人につきましては二八%に据え置いておるわけでござりますので、ことさらこの中小法人の優遇措置をとるという必要を特に認めなかつたわけでございます。御理解をいただきたいと思います。

それから、交際費の課税につきましてのいま総理大臣からお話をございましたが、確かに一兆六千億の交際費が費消されておるということはゆうじい問題であると思います。しかし、あなたが言わられるように、わが課税当局は、交際費全部を経費として認めているわけでは決してないのでございまして、そのうち七五%は損金として不算入の措置をとつておりますことは、寺田先生も御承知のとおりでございます。これがこの十年間に、三〇%から七五%まで損金不算入限度を引き上げたというところでございますので、さらにこれを引き上げるべきかどうかという問題は確かにございますけれども、諸外国に比しまして、私は決して甘い措置であるとは考えていないわけでございます。

(号外)

官報

は御案内のとおりでございます。

最後に、社会保障関係の要員の充足につきまし

て十分な配慮を加えよということです。

私も、いま定員管理を非常に厳しくやつておる状況でございますけれども、その中にはあります

も可能な限り充足に努めたつもりでございますけれども、なお実態に即して今後も十分考えてまいりたいと思います。(拍手)

【国務大臣田中正巳君登壇、拍手】

○國務大臣(田中正巳君) 社会福祉施設職員の労働過重の解消の問題は、五十年度予算編成において私の最も力を入れた項目の一つであります。事実、五十年度、五十一年度、二年間でこれを解消する計画につき政府間の合意を見たことは事実であります。今後とも施設職員の労働の軽減については、引き続き努力する所存であります。(拍手)

○副議長(前田佳男君) 鈴木一弘君。

【鈴木一弘君登壇、拍手】

○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、たまたま提案されました所得税法の一部を改正する法律案外二法案に対し、三木総理並びに大蔵大臣、厚生大臣に対しても質問を行ふものであります。

政府自民党が行つてきた高度経済成長政策は、国民をインフレの中に落とし、社会的不公正をより拡大してきております。インフレーションの最

く見出されないのであります。このような観点か

ら、私は政府の見解をただしていきたいと思いま

す。

まず初めに、明年度税制改正案では、税の景気調整機能の面が強調され、所得再配分の機能に対する配慮がないと言わざるを得ません。インフレ

下の税制の役割について總理はどういう一体認識しているのか、明確な御答弁をお聞かせいた

だきたいのであります。

第二に、戦時ならいざ知らず、平和時にかつて経験したことのない急激なインフレーションによつてもたらされた富の不公正は正のため、その配分関係にメスを入れるということは当然のこと

であります。ですが、政府部内においても検討を始めるという富裕税の創設、法人に対する土地を中心とする土地再評価税の検討、これはいつごろまでに結論を出さつゝものか、この際、明確なる御返事をいただきたいのであります。

次に、安定成長のもとでの将来の社会保障を中心とする財政要方にこたえるためどのような財源対策を持っているかお答えをいただきたいのであります。

この第七十五国会の冒頭で總理は、「高度成長から安定成長へ、量から質への経済体質を変革するため、今までの制度、慣行の見直し」を言われております。確かに低成長という現実からして、自然増収の伸びはさほど期待できず、また、國債発行も今後減額の方向に向かうという中で高福社を実現していくことは、今までの財政政策根本的に見直し、改めなくてはなりません。しかも、一方では、財政硬直化が呼ばれるほど固定支出経費があえており、それだけにこのまま放置できないはずであります。恐らく、財源対策を考えていると思いますが、政府は新しい税を一本つ柱であったことは、税制調査会の昭和四十九年度の言葉、今までの制度、慣行の見直しさえ法人の申でも、急速な経済成長を実現させる大きな支

税制についてなかつたと言えます。現行の法人税制は、わが国の高度経済成長をなしてきた大きな何ら根本的問題は解決されておりません。總理の言葉によると、今までの制度、慣行の見直しさえ企業による土地の買い占めによる土地価格の高騰、

のあります。しかし、残念ながら、その跡は全

て、財源と支出の両面からお答えをいただきたいのであります。

次に、租税三法の内容についてお尋ねいたしました。

この改正案を見ると、總理がよく言われている社会的公正の確保は全くなされておりません。昭和五十年度の租税の減税額はわずか二千五百億円であります。自然増収は何と十八倍の三兆七千八百三十億円であります。つまり、自然増収のうちあつた五・四%を減税するだけとなつております。しかも、所得税の減税額はわずか一千九百五十億円という、物価調整減税にも満たない少額減税であります。政府は、このミニ減税に対し、昨年の二兆円減税の平年度化と、インフレの刺激要因をつくらないためという理由づけを行つておりましたが、昨年の二兆円減税は、あの物価狂乱高騰により、名目所得は伸びたが、それに伴つて税も高くなり、結局実質的には逆に増税となつておりますが、大蔵大臣のお考えをお聞きしたいのであります。

次に、法人税についてお尋ねいたします。大蔵大臣はこの法人税改正について、昨年度大幅な改正を行つたので、本年は最小限の手直しにとどめたと言われております。しかし、昨年の改正で百八十万円まで引き上げるべきであると考えますが、いかがでありますか。

次に、法人税についてお尋ねいたします。大蔵大臣はこの法人税改正について、昨年度大幅な改

正を行つたので、本年は最小限の手直しにとどめたと言われております。しかし、昨年の改正で何ら根本的問題は解決されておりません。總理の言葉によると、今までの制度、慣行の見直しさえ企業による土地の買い占めによる土地価格の高騰、

あるいは商品価格の操作など、ここ数年大企業の反社会的行為に対し厳しい国民の批判がありました。それだけに、大企業に対してもそれ相応の正当な税の負担増があつてしかるべきと思いますが、政府には現行法人税制の抜本的改革という姿勢は全く見られません。ここで政府は、今までの法人税制説の立場から、アメリカ、西ドイツ等主要国のはとんどがとつてている法人実在説に転換し、根本的に法人税制を改めるべきであると思いませんが、政府の考えをお伺いいたします。

また、法人税は利益に対しかけられるのであります、それをよいことに必要以上に経費として落とす傾向があります。本来利益は付加価値の一部であり、昭和四十九年三月から九月までの資本金十億円以上の十八業種、三百七十五社対象の統計によれば、粗付加価値は七兆四百三億円、製造業十四業種だけで粗付加価値が五兆五千百十六億円。そのうち租税公課が五千五百三十三億円の一〇・〇三%、純利益は一・四八%、人件費は五〇・四一%であります。いま普通鋼の部分だけ取り上げると、人件費はアメリカの会社が七四%に対し日本は四〇%足らずといふ半分であり、租税公課も、アメリカの九ないし一〇%に対し日本はわずか三%であります。つまり、人件費は低く、租税負担率も低いということになります。この傾向は全企業にあるのでありますが、付加価値額の中では一体税は何%にすべきか、労働分配率は何%にするべきであると思っているのか。その上に立った法人税制でなければならないはずであります。その点どう思ひか、お答えをいたただきたいのであります。

次に、租税特別措置の一部改正案についてお尋ねいたします。

まず利子・配当の特別措置について、政府は選択税率を現行の二五%から三〇%に引き上げ、適用期限を五年間延長するという案を出しました。この五年間の延長について政府は、把握体制の不備を言つておりますが、一体今までの五年間に

あるいは商品価格の操作など、ここ数年大企業の反社会的行為に対し厳しい国民の批判がありました。それだけに、大企業に対してもそれ相応の正当な税の負担増があつてしかるべきだと思いますが、政府には現行法人税制の抜本的改革という姿勢は全く見られません。ここで政府は、今までの法人税制説の立場から、アメリカ、西ドイツ等主要国のはとんどがとつている法人実在説に転換し、根本的に法人税制を改めるべきであると思いませんが、政府の考えをお伺いいたします。

また、法人税は利益に対しかけられるのであります、それをよいことに必要以上に経費として落とす傾向があります。本来利益は付加価値の一部であり、昭和四十九年三月から九月までの資本金十億円以上の十八業種、三百七十五社対象の統計によれば、粗付加価値は七兆四百三億円、製造業十四業種だけで粗付加価値が五兆五千百十六億円。そのうち租税公課が五千五百三十三億円の一〇・〇三%、純利益は一・四八%、人件費は五〇・四一%であります。いま普通鋼の部分だけ取り上げると、人件費はアメリカの会社が七四%に対し日本は四〇%足らずといふ半分であり、租税公課も、アメリカの九ないし一〇%に対し日本はわずか三%であります。つまり、人件費は低く、租税負担率も低いということになります。この傾向は全企業にあるのでありますが、付加価値額の中では一体税は何%にすべきか、労働分配率は何%にするべきであると思っているのか。その上に立った法人税制でなければならないはずであります。その点どう思ひか、お答えをいたただきたいのであります。

次に、租税特別措置の一部改正案についてお尋ねいたします。

まず利子・配当の特別措置について、政府は選択税率を現行の二五%から三〇%に引き上げ、適用期限を五年間延長するという案を出しました。この五年間の延長について政府は、把握体制の不備を言つておりますが、一体今までの五年間に

当局は把握体制整備にいかなる努力を行つてきたのか、ほとんど何の努力もされなかつたのであります。御承知のように、この特別措置は一部の高額所得者優遇策であります。このような税負担の公平の原則を大きくゆがめている制度をなぜ五年間も延長して行おうとするのか、大臣の明快なる答弁をお願いいたします。また、総合課税について、その把握体制整備はいつごろまでに行うのか、お尋ねをいたします。

次いで、医師課税の特例について税制調査会の答申でも、ぜひともその是正を図るべきであると言われておりましたが、政府は、来年度の改正で行うと見て見送りました。医師会では、「医療制度の抜本的な改革を行はず、税制だけを是正することは片手落ちである」と強力に改正には反対しております。しかし、今回医療制度の改革は、まさに施政方針演説の中で、議会政治の本當にあるべき姿を打ち立てようと呼びかけております。しかし、今回の租税特別措置法の改正は、適用が五十一年一月一日以降になつております。したがつて、秋の臨時国会または十二月召集の通常国会開頭で審議しても十分に間に合うわけではありません。それを今国会に提出したことは、他の日切れ法案と一緒にしての先取りであり、どうぞくに紛れて十分な議会の声も聞かないで通そうとするものであり、三木さん、あなたの施政方針と全く相反するものと思ひますが、どうお考えか。これでは総理の公約はすべて実行されない言葉だけのものといふふうに受け取られます。総理は、言行一致のためにも租税特別措置の改正案は撤回し、秋に再提出るべきと思ひますが、どうか。

以上お伺いをして質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

インフレ、低成長下における税制の役割りといふものは、鈴木議員が御指摘のようときわめて重要な役割りがあると思います。そのことは、結局は国民の負担の公正を圖るということに尽きるわけであります。やはりそのためには、インフレ利得、これを吸収し、また、いろいろインフレによる犠牲を受ける人たちの負担を軽減するところに尽きるわけござりますが、この点については、低成長下における所得の再配分機能、税の持つてゐるこの機能というものはますます重視して、負担の公平のためにわれわれとしても努力をしなければならぬことは鈴木さんの御指摘のとおりでございます。

今後の財政のあり方についていろいろ御意見を交えての御質問がございましたが、やはり高福祉を実現するためにはそれに応じた負担を求めることが必要でございますが、しかし、これはやはり諸般のいろんな影響といふものも考えなければなりませんし、どうしても必要なことは、限られた財源を最も効果的に重点的に配分するというようになります。しかし、今回も予算編成期をも当面の目標とします。

医師の所得税の特別措置についての言及がございましたが、これには次期の診療報酬の改定とともにあらみ合わして、そうしてこの医師税制に対する改革を政府は行いたいと考えております。

それから、租税特別措置法の一部改正案を今国会に出さなくては臨時国会ないしは通常国会の冒頭でも間に合うではないかという御意見が述べましたが、まあ、改正事項の大半は五十年度から実施することにしておりますが、来年一月一日以降の適用とされるものもあります。利子

配当とか土地譲渡所得に対する課税は来年の一月一日からになるわけでございますが、これは五十年度予算に関連する内容でもあるし、五十年度の税制改正の一環として今回の改正に盛り込んだことは当然と思いますので、どうかこの国会において御審議を願いたいと思うわけでございます。

他の問題については関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

インフレ、低成長下における税制の役割りといふものは、鈴木議員が御指摘のようときわめて重要な役割りがあると思います。そのことは、結局は国民の負担の公正を圖るということに尽きるわけであります。やはりそのためには、インフレ利得、これを吸収し、また、いろいろインフレによる犠牲を受ける人たちの負担を軽減するところに尽きるわけござりますが、この点については、低成長下における所得の再配分機能、税の持つてゐるこの機能というものはますます重視して、負担の公平のためにわれわれとしても努力をしなければならぬことは鈴木さんの御指摘のとおりでございます。

今後の財政のあり方についていろいろ御意見を交えての御質問がございましたが、やはり高福祉を実現するためにはそれに応じた負担を求めることが必要でございますが、しかし、これはやはり諸般のいろんな影響といふものも考えなければなりませんし、どうしても必要なことは、限られた財源を最も効果的に重点的に配分するというようになります。しかし、今回も予算編成期をも当面の目標とします。

医師の所得税の特別措置についての言及がございましたが、これには次期の診療報酬の改定とともにあらみ合わして、そうしてこの医師税制に対する改革を政府は行いたいと考えております。

それから、租税特別措置法の一部改正案を今国会に出さなくては臨時国会ないしは通常国会の冒頭でも間に合うではないかという御意見が述べましたが、まあ、改正事項の大半は五十年度から実施することにしておりますが、来年一月一日以降の適用とされるものもあります。利子

当の減税が平年度化されることになつておりますこと、鈴木先生も御承知のことと思うのでございまして、ことしの二千四百余億の物価調整減税だけがことしの減税でないということは御理解いただきたいと思います。課税最低限の引き上げにつきましたは、先ほど寺田議員に御説明申し上げたとおりでございます。

それから第三に法人税でございますが、法人実在説をとるつもりはないかといつてございましたが、法人実在説は個人の収入の前取りという姿においてでき上がっておるわけでございませんが、これを法人実在説に立って見直すべきでございまして、したがつて、法人税は個の収入の前取りという姿においてでき上がっておるわけでございませんが、これを法人実在説に立って見直すべきでないかという議論は朝野にあるわけでおあります。ただ、法人実在説をとつておるアメリカにおきましても、たとえば法人の受け取り配当の益金は不算入の制度をとつておるわけでもございませんで、実態に即してどのような課税をあんばいしてまいるかといふところに実際の税制が工夫されておるようでござりますので、そういう点は十分今後検討をお願いした上で政府が採択を考えるべきであろうと思つております。

それから第二の点は、付加価値に比べまして日本の法人税の割合はいかにも低いじゃないかといふことでございまして、それはもう鈴木先生の御指摘のとおりだと思うのでござります。この点は、しかしながら、わが国の法人の資本の構成が借入金が非常に重いということ、自己資本が非常に過小であるというようなところからきておることでございまして、税制から見ておる結果では私はないと思うのでござります。税の負担自体は、先ほど寺田先生にもお答え申し上げましたよう

に、諸外国と比較いたしまして、実効税率が約五〇%まできておるわけでございまして、私は決して低くないと考えております。

それから租税特別措置で、たとえば利子・配当に対する源泉選択の特別措置について五年間を考えた理由についてのお尋ねでございました。利子・配当の源泉分離につきましては、先ほど総理もお話しがございましたとおり、まだ税源の捕捉がいまの行政能力をもつてしては十分でない、したがつて、いま実行をすればそれだけの実益は上がらない、かえって不公正を来すのではないかという心配がござります。けれども、政府は、それだからといって、断念しておるわけでは決してないのです。したがつて、そういう総合課税の方向に着実に基盤を固めてまいらなければならぬと存じておるわけでございまして、五年の間におきましても、条件がほぼこれで何とかやれるという見当がつきましたならば、当然のことといたしますて、原則に返るべきであると私どもは考えておるわけでございます。

それから、社会保険診療報酬の課税特別例についてのお尋ねでございました。この実体的な問題につきましては厚生大臣からお話をあると思ひます。が、課税的な面につきましては、次の診療報酬の改定の場合にこの特例措置の処置をきめようといふことに考えておりますことを御報告申し上げたいと存じます。(拍手)

○國務大臣(田中正巳君) お話のございました

○副議長(前田佳都男君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 日本共産党を代表して総理並びに大蔵大臣に對して質問いたします。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

縮減等若干の改正も、わずかに百五十億円の增收を見込める程度にすぎないではありませんか。政府は、これらの措置による五十年度減税額の見込みは、平年度で五千六百十億円であると発表しております。しかし、この計算の中には、過大な退職給与引当金、貸し倒れ引当金など各種の引当金や過大な減価償却による利益隠し、税金逃れは含まれておりません。もし、これらを含めて計算するなら、資本金百億円以上の大企業と大資産家に対する特別な減免税額は、五十年度実に三兆円と見込まれます。このような大企業奉仕の税制が外国と比べてもきわめて異常なものであることは、昨年税制調査会に提出した大蔵省の資料によつても明らかであります。

總理、国民には生活費に食い込む重税、大企業、大資産家には年三兆円もの減税、これこそ不公正の典型であり、いわゆる財政硬直化、財源難定鐵道工事債却準備金などの特別措置を全廃し、また、退職給与引当金、貸し倒れ引当金などを実際に設けられている電子計算機買戻し損失準備金、原子力発電工事債却準備金、渴水準備金、特定鐵道工事債却準備金などの特別措置を全廃し、にその意思があります。また、これらの措置によって大企業、大資産家に正當に税金を負担させ、この財源で国民生活の安定と改善を図るべきであります。福祉経済への転換を唱える三木内閣にその意思があり、明確な答弁を求めます。

第三に、大平大蔵大臣は十日の予算委員会で、売上税や付加価値税を新設すべきとの議論があると述べまして、五十一年度予算編成に間に合うように、これらの新税を創設する意向のあることを示唆いたしました。これらの税制が、商品の販売ごとに税金をかけ、これを価格に纏り込むもので、物価を上昇させ、すべての国民、とりわけ生活困窮者からも、赤字の中小企業からも、重い税金を取り立てる極悪の税制であることはよく知ら

れているところであります。また、これらの税制が大企業には税金を免除させる反面、特に末端の零細な商店などに大きな税の負担をかけて、今日の苦境を一段と激しくさせるものであることは、過大な減価償却などによる利益隠し、税金逃れは含まれておりません。もし、これらを含めて計算するなら、資本金百億円以上の大企業と大資産家に対する特別な減免税額は、五十年度実に三兆円と見込まれます。このような大企業奉仕の税制が外國と比べてもきわめて異常なものであることは、昨年税制調査会に提出した大蔵省の資料によつても明らかであります。

總理、国民には生活費に食い込む重税、大企業、大資産家には年三兆円もの減税、これこそ不公平の典型であり、いわゆる財政硬直化、財源難定鐵道工事債却準備金などの特別措置を全廃し、また、退職給与引当金、貸し倒れ引当金などを実際に設けられている電子計算機買戻し損失準備金、原子力発電工事債却準備金、渴水準備金、特定鐵道工事債却準備金などの特別措置を全廃し、にその意思があります。また、これらの措置によって大企業、大資産家に正當に税金を負担させ、この財源で国民生活の安定と改善を図るべきであります。福祉経済への転換を唱える三木内閣にその意思があり、明確な答弁を求めます。（拍手）

○國務大臣（三木武夫君） 近藤議員にお答えをいたします。

田中前總理の課税問題については、前總理であらうが、だれであろうが、課税問題に對して特別の扱いを受けるものでないことは言うまでもございません。したがつて、国税庁において徹底的に調査することは当然でございます。また、国会の要請に応じて、かかるべき場で、できる範囲内でその調査の結果を明らかにすることも当然でございます。詳細については大蔵大臣からお答えをいたします。

また、近藤議員は、租税特別措置法、これをや

めてしまつたらどうかという御意見でございますが、この租税特別措置法、これは五十年度の予算編成に当たつて、税制調査会等の意見も聞いて必要な見直しは行つたところであり、いまこれを終戦直後の取引高税が中小企業の倒産を激増させたことを見ても明らかであります。大蔵大臣は、こんな極悪な新税を創設する意圖を本当にお持ちかどうか、答弁を求めるものであります。特に三木總理は、衆議院で間接税は非常に負担の不公平という問題が起つて認められておりますが、間接税の増徴、あるいはこの新税の創設に賛成されるのかどうか、御答弁願いたい。佐藤、田中内閣當時の福田大蔵大臣でさえ、物価が安定するまでは考へないと説いておりました。この悪税を今日創設しようとすることが、三木總理の物価大作戦なるものとどう調和するのか、明快な答弁を求める所です。

重ねて強調いたします。大企業、大資産家から正當に税を払わせることこそ財源問題を解決する根本であります。總理並びに大蔵大臣は、これを実行し、生活必需品の間接税を大幅に引き下げ、付加価値税などの悪税の新設をやめるなどを明らかにすべきだと思いますが、その意思があるか、明快な答弁を求めまして私の質問を終わります。（拍手）

○國務大臣（三木武夫君登壇、拍手）

○國務大臣（三木武夫君） 近藤議員にお答えをいたします。

田中前總理の課税問題については、前總理であらうが、だれであろうが、課税問題に對して特別の扱いを受けるものでないことは言うまでもございません。したがつて、国税庁において徹底的に調査することは当然でございます。また、国会の要請に応じて、かかるべき場で、できる範囲内でその調査の結果を明らかにすることも当然でございます。詳細については大蔵大臣からお答えをいたします。

それから、各種の引当金等をむやみに設けて大企業に奉仕しておるじゃないかという、ゆえなき御指摘がござりますので、「ゆえあり」と呼ぶ者（あり）ちょっと時間を取りまして申し上げておきたいと思うのですが、近藤さんの属する政党におきましては、法人税の実効税率は資本金一百億円以上は二八・三三%、千円以上五千円未満は三一・四三%というふうに逆累進になつておるということを御指摘になつておられます。そ

めてしまつたらどうかという御意見でございますが、この租税特別措置法、これは五十年度の予算編成に当たつて、税制調査会等の意見も聞いて必要な見直しは行つたところであり、いまこれを終戦直後の取引高税が中小企業の倒産を激増させたことを見ても明らかであります。大蔵大臣は、こんな極悪な新税を創設する意圖を本当にお持ちかどうか、答弁を求めるものであります。特に三木總理は、衆議院で間接税は非常に負担の不公平といふ問題が起つて認められておりますが、間接税の増徴、あるいはこの新税の創設に賛成されるのかどうか、御答弁願いたい。佐藤、田中内閣當時の福田大蔵大臣でさえ、物価が安定するまでは考慮しようとすることが、三木總理の物価大作戦なるものとどう調和するのか、明快な答弁を求める所です。

重ねて強調いたします。大企業、大資産家から正當に税を払わせることこそ財源問題を解決する根本であります。總理並びに大蔵大臣は、これを実行し、生活必需品の間接税を大幅に引き下げ、付加価値税などの悪税の新設をやめるなどを明らかにすべきだと思いますが、その意思があるか、明快な答弁を求めまして私の質問を終わります。（拍手）

○國務大臣（三木武夫君登壇、拍手）

○國務大臣（三木武夫君） 近藤議員にお答えをいたします。

田中前總理の課税問題については、前總理であらうが、だれであろうが、課税問題に對して特別の扱いを受けるものでないことは言うまでもございません。したがつて、国税庁において徹底的に調査することは当然でございます。また、国会の要請に応じて、かかるべき場で、できる範囲内でその調査の結果を明らかにすることも当然でございます。詳細については大蔵大臣からお答えをいたします。

それから、各種の引当金等をむやみに設けて大企業に奉仕しておるじゃないかという、ゆえなき御指摘がござりますので、「ゆえあり」と呼ぶ者（あり）ちょっと時間を取りまして申し上げておきたいと思うのですが、近藤さんの属する政党におきましては、法人税の実効税率は資本金一百億円以上は二八・三三%、千円以上五千円未満は三一・四三%というふうに逆累進になつておるということを御指摘になつておられます。そ

の計算根拠を見ますと、私は、まず受取配当の金不算入額まで特別措置ということにいたしておられます。これが当然らぬと思ひますし、貸付倒れ引当金等の各種引当金は、本来、当然の費用であつて、特別措置ではないと思ひます。特別償却につきましては損金算入の取り戻しが行われるのに、これを計算の基礎にお入れいただいてないようにも思うのでございまして、本来、法や企業会計におきまして計上しなければならない正しい損益計算というものは尊重していくなければならぬと思うのであります。されましても、そういう寛大な公正な観念はひとつ御採択を賜りたいものと思うのであります。

それから、付加価値税等について新税創設の意義を何か持つておるかのような答弁をしたかのように御指摘があつたのでござります。この付加価値税とか間接税の検討といふ問題は前々からある問題でございまして、税制の検討に当たりましては、直接税と間接税の問題、間接税におきましてもいろいろな税目が検討の対象になるのは当然のことです。そういうことは政府はまだ毛頭考えていないわけがない。政府は責められてしかるべきだと思うんでございますが、しかし、それを直ちに実行しようがないと云ふことは政府はまだ毛頭考えていないわけでもございません。これは付加価値税の採択なんということは非常に大事な問題でございまして、税制検討すべき課題ではございますけれども、五十年度とかいう年限におきましてこういうものを取上げるという意図はいま全然持つておりませ

特別措置法の一部を改正する法律案に關し、総理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

総理は施政方針演説の中で、行財政のあり方全般にわたる見直しをすると言わされました。昨今の地方財政の慘たんなる状況を見るまでもなく、だれしも国と地方を通じての全般的な行財政の見直しの必要性を痛感しているですから、総理の言葉に反対する者はありません。特に私を含めて、行財政の全般的な見直しとは、もつと安上がりのする行政への期待感に結びつくわけですから、なおさらのことあります。しかし、ここで私はあえて次のことを総理に申し上げたいと思います。

改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する
次に、大蔵大臣にお伺いします。

る法律案(趣旨説明) 一一〇

財政演説を伺いますと、総理、副総理の語調とは打って変わつて、見直しという言葉もなければ洗い直しという言葉もありません。あるものは、

有効な対策たり得たのではありますまいか。
以上、總理及び大藏大臣にお尋ねをいたしま
す。

当面の状況に対する当座の小幅度直しだけであります。なるほど慎重そのものですが、これも

構想並びに具体的な改革の日程を伺いたいと思います。

ち、ひとびと驚き見る。のではなくのでしょ? うか。不
用意にあすを語ることは財政を預かる者の態度で
はないと言われるのかもしれません。しかし、国

以下列挙して申し上げます。

民からすれば、船出した船がどこに港を目指しているかを知りたいと思うのは当然のことではありますまい。行政の全般的な見直しが重要課題とされている今日の状況に照らして、今後どのように

に考えた場合、どのような割合を目標としていかれますか。

うな方向に税制を導いていこうとされるのか、基
本的な考え方方と以下述べる諸点についてお尋ねを
したいと思います。

五十年度当初予算では七三・五%にも及んでおり、その原因の一つは、直接税を中心とした自然増収を使い込んできたことにあります。が、いかがですか。もちろん、その間、減税をしてこなかつたとは言いません。しかし、その減税

による所得税減税の平年度化が相当な規模に達する上、経済を抑制的に運営する必要があり云々と
言っております。しかし、いわゆる二兆円減税の
平年度化については、それは田中前総理の委員会
答弁をかりれば、こんなに自然増収があつたら減

は、一方で所得税と住民税の課税最低限の乖離を招いてまいりました。住民税の立場からすれば、国税につき合って課税最低限を引き上げ、結果として一部の住民しか税を納めない姿になることは決して望むところではないと思います。では、こ

税しなくては申しわけないといつも始末のものではなかったのでしょうか。減税は政府の恩恵ではありません。また、経済を抑制する手段としてのみ存在しているわけでもありません。もちろん、私

の問題をどう調整されますか。所得税と住民税を一本化し、均衡のとれた形で負担の軽減をはかることも検討すべき課題になってきたと思いますが、いかがですか。

は減税が必要を刺激する効果を持つことを否定はいたしません。しかし、石油ショック以来の心理

また、間接税を見ると、その中心とも言うべき物品税は、圧力団体の介入により、需要が多様化

的動搖は個人消費を非常に憲病なものにしてしまいました。一方、総需要抑制策は民間部門に集中的な打撃を与えつつあります。しかも、残業の減

した今日の状況に役に立つべき姿とも思われぬ状況にあります。海のものとも山のものともつかぬ付加価値税議論に日を送るよりも、物品税の抜本

少や一時帰休の拡大に伴う収入の減少が家計に与える影響は物価上昇の比ではありますまい。この

改正をする方が先だと思いますが、いかがですか。

ときに当たり、可処分所得の減少を補うための減税が考慮されなかつたことはきわめて遺憾と言わざるを得ません。また、もしその減税幅拡大が需

第二に、地方自主財源の強化について、具体的な構想を伺いたいと思います。補助金行政は、日本の政治風土を健全に育てる道ではありません。

また、関連して、一人百円という均等割り道府県民税についてお尋ねをしておきたいと思います。これは実質よりもたてまえの議論が幅をきかせてきた問題であります。が、一人百円の税額と、そのためかかる徴税費用を比べてみると、もはや漫画とか言いようがありません。だからといって、だれにでも当たる均等割り税の増額が、昨今の社会情勢のもとで簡単にできる問題だと考える人はまずいと思います。もちろん、住民はだれでも住民としての会費を払うべきだといふたてまえ論を軽視するつもりはありません。しかし、仮に近似値的な対策を考えるとすれば、塩、酒、たばこぐらい住民の暮らしと密着しているのも少ないのでから、専業益金を地方に移管するのも一つ方法ではないでしょうか。

第三に、富裕税について伺います。資産のあるなし、所得階層の上下によって利益を得る度合いが開いている今日の実態に照らして、今後の構想を伺いたいと思います。

第四に、無記名預金に対する対策を伺います。利子・配当の分離課税が解消できないのも、相続財産が必ずしも正確に把握できないのも、また、巧妙な脱税が横行するのも、その有力な原因は無記名預金にあると思います。放置してよい問題ではありません。いつまでに結論を出すのか、お尋ねをいたします。

以上、総理と大蔵大臣にお伺いをいたしました。かつて税制調査会の会長が大蔵委員会において、税制の思い切った見直しをしたい、また、しなければならないと痛感しているが、政府から切りの改正ばかり押しつけられて、じっくりと取り組むいとまがない、という趣旨の述懐をされおられました。同感な点が多いわけですが、この気持ちにもこたえた答弁をお願いしておきたいと思ひます。

最後に、副総理に、経済企画庁長官というお立場とあわせて、税による負担と公共料金による負担の関係についてお尋ねをしておきたいと思います。

す。これも積年の課題であり、容易に決着のつく問題とも思われません。しかし、だからといって、今後の見直し作業の中で避けて通れる問題ではありません。この点について国民の協力を求めるためには、問題を国民が理解しやすい大きさのパッケージとして提出されるのも一つの方法ではあるまいかと思思います。

持しようとと思うならば、全部自主財源で賄つて地方自治体がいくというわけにはいかないわけですね。どうしても交付税のような調整財源というものが必要になつてきますので、これは一つの一定の限度がある。しかし、地方自治体の財源といふものは、やっぱり自主財源といふものは今後充実していくべきものであると、まあ、こう考えまして、今後とも努力をしてまいりたい所存でござります。

す。これも積年の課題であり、容易に決着のつく問題とも思われません。しかし、だからといって、今後の見直し作業の中で避けた通れる問題ではありません。この点について国民の協力を求めたためには、問題を国民党が理解しやすい大きさのパッケージとして提出されるのも一つの方法ではありますかと思います。

以上、この問題に対する考え方と解決の構想をお伺いして私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（三木武夫君） 栗林議員にお答えをいたします。

行財政のあり方全般を見直すと言つておるんだが、今度の税制の改正、どんなに評価しておるのかという御質問であったと思います。今回の税制改正は、税制調査会等の意見も聞いてまとめたものであります。配当所得課税、土地譲渡所得課税も一步前進はいたしたわけでございます。妥当なものと考えておりますが、無論全般的な行財政の見直しは今後の大きな課題であります。これは来年度の予算に間に合うもの、さらに年限をかけて解決する問題等、この問題は簡単な問題でないことは御承知のとおりでございます。しかし、政府は、この問題と真剣に取り組んでいくということは申し上げたとおりでございます。

また、地方の自主財源についてお話をございましたが、私はやはり、今後の福祉とか環境問題といふものが国民生活の上で非常に大きなウエートを占めてくる。そういう場合に、地方自治体の役割りといふものは大変に大きいものがある。次第にその役割りは増大をしてくる。それに対しても財源といふことが問題になることは栗林さんの御指摘のとおりでございます。できるだけ自主的な財源を地方自治体に与えるべきであると私は思うわけでございますが、そういう意味から、事業所などの新設も行ったわけありますが、しかしながら、地方団体間に経済力の格差がありますから、ある一定の行政水準というものを全国的に維持しようと思うならば、全部自主財源で賄つて地方自治体がいくというわけにはいかないわけですね。どうしても交付税のような調整財源というものが必要になってしまいますので、これは一つの一定程度の限度がある。しかし、地方自治体の財源というものは、やっぱり自主財源というものは今後充実していくべきものであると、まあ、こう考えまして、今後とも努力をしてまいりたい所存でございます。

他は関係大臣からお答えをいたします。（拍手）

〔国務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○国務大臣（福田赳氏君） 栗林さんにお答え申上げます。

いわゆる調整期間である五十年度の税制改正、これはどのような立場でやつておるのかと、こうしたことでございます。申しまでもあります。が、もう内外の情勢がさま変わりであります。そういう中で、わが国は、今までの高度成長政策、これを続けていくわけにはいかぬし、またそれは適切でもないんです。そこで、新しい静かな控え目な成長、そういう路線を探るということになるわけであります。そういうことになりますと、やはりこの静かで控え目な成長、そういう路線に即応した國の諸制度の改変を行わなければならぬ。

〔副議長退席、議長着席〕

いまの國の諸制度、これは高度成長と、いう線に沿つてできたものがかなりあると思う。それらの改変をしなければならない、こういうふうに考えておりまして、諸制度、諸政策の全面的な見直し、これはもう当然必要なことであります。そのうふうに考えておりますが、ただその静かで控え目な成長路線に到達するというその経過期間、これを一年

ないし二年と、こういうふうに見ておるわけでございますが、まさに五十年度というこの年はその調整期間に当たるわけなんであります。この調整期間の税制をどういうふうに考えるかということを申し上げますと、やはりこの調整期間の最大の任務は何といつてもこれはインフレを克服するところである、こういうふうに考えるわけございます。そうしますと、この税制改正、どうしてもインフレ対策と矛盾する対策となつてはならぬわけになります。それから同時に、この調整期間の対策である五十年度税制改正が将来の改革に妨げとなるような改正であつてはならぬ、こういうふうに考えておるわけでありまして、五十年度税制改正はさような姿勢さのような立場において行われたと、かよう御理解願いたいと思います。

それから次に、新しい成長時代に入るそういう實際におきましては、税による負担、受益者による負担、こういう問題につきましても根本的な見直しが必要じやないか、また、その内容とプログラムはどうかと、こういう御質問であります。私は、税による負担、また受益者による負担、これの彼此均衡といいますか、つり合いをどうとるか、この問題もこれから非常に大きな問題になつてくるだらう。もとより、これは新しい制度を摸索するという上におきまして非常に根本的な問題の一つである、こういうふうに考えますが、ただ、まだその具体的な内容、方法をきめておるわけじやないんです。これはこれから問題です。

したがいまして、そのプログラムをどういうふうに進めていくかということにつきましても、これまた、まだそのプログラムを決めておるという段階じやない。五十一年度を初年度といたします社会経済基本の計画につきまして、ぜひ今年中には方向の概略を決めたいと、こういうふうに考えておりますが、その方向に沿いまして税制もまた検討される、こうしたことになりますが、そのプログラムの方はまだ詰めを終わっておりませんのでございまして、さよう御了承願います。(拍手)

官 報 (号)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 今後の税制改革の目標でございますが、直接税、間接税の比率、まあ、直間の比率はいま栗林さん御指摘のとおり、非常に直接税に偏つておられますことは御指摘のとおりでございます。直接税、間接税、それぞれメリットもあればデメリットもあるわけでございまして、どれだけの比率でなければならぬといふ定則があるわけでもございません。しかし、やや直接税に傾斜し過ぎておるというくらいは確かに直間の比率はいま栗林さん御指摘のとおりでございます。

た定則があるわけでもございません。しかし、やや直接税に傾斜し過ぎておるというくらいは確かに直間の比率はいま栗林さん御指摘のとおりでございます。直接税、間接税、それぞれメリットもあればデメリットもあるわけでございまして、どれだけの比率でなければならぬといふ定則があるわけでもございません。しかし、やや直接税に傾斜し過ぎておるというくらいは確かに直間の比率はいま栗林さん御指摘のとおりでございます。

それから、所得税と住民税の問題でございますが、これは私はいざれもやはり軽減の方向で今後努力すべきものと思うんでございますが、何も同じ水準でなければならぬと考える必要はないと考えております。

それから、物品税を見直すべきじゃないかといふこと、仰せのとおりだと思うんでございまして、これは財政上の見地ばかりでなく、資源保護、消費政策等の見地から再検討、見直すべきことは当然のことと考えております。

それから、専売益金を地方に移譲すべきでないかという御意見でございますが、中央、地方の財政調整はひとり専売益金ばかりじゃございませんで、交付税もござりますれば、あるいは独立財源もござりますれば、地方債等総合的に勘案すべき問題でございまして、そういう中において専売益金をどうすべきかという角度から考慮をしていただきたいと思います。

それから、富裕税を取り上げるべきでないかといふ御意見でございます。たびたび本院におきましても取り上げられておる問題でございますが、これは御案内のように所得税の補完税でございまして、いま所得税が十分機能いたしておるわけでもございまするし、特に補完税を強化しなければ所得税が動かないというような事態でございません

ので、政府としては、いま直ちに富裕税を取り上げるつもりはございませんし、また、この捕捉が大変むずかしいこともたびたび申し上げておるとおりでございまして、今後の検討の課題にさしていただきたいと思うのでございます。

それから最後に、無記名預金についての御質問でございまして、預金の秘密性を保持するという

預金者の心理にこたえまして貯蓄の増強を図ろう

ということです今まで維持してまいりました無記

名預金でございますが、最近の傾向はやや漸減の

傾向をたどっております。しかし、この取り扱いをどうするかという問題は、無記名を原則とした

しておられます有価証券に対する政策とも関連を持つわけでございまして、財政金融政策の根幹に

触れる問題になつてくると思うのでござります。

御指摘の問題につきましては、確かに問題性を認めますけれども、非常に微妙な問題でござります。十分今後の検討にまつべきものと心得ております。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和五十年度地方財政計画についての國務大臣の報告並びに地方税法の一部を改正する法律案及び

地方交付税法の一部を改正する法律案についての趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。福田田一君登壇、拍手

○國務大臣(福田田一君) 昭和五十年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案についての御説明申し上げます。

昭和五十年度の地方財政計画は、このようない

現況にかんがみ、国と同一の基調により、引き続

いて抑制的な基調を堅持する方針のもとに、地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化を徹し、節度ある行政運営を行う必要があ

ります。

昭和五十年度の地方財政計画は、このようない

考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一は、地方税負担の現況にかんがみ、個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等

についてその軽減合理化を図ることとしております。また、大都市地域における都市環境の整備の

ための財源を確保するため、市町村の目的税として、これらの地域の事務所事業所に対して課する

事業所税を新たに創設することとしております。

第二は、地方財政の現況に対処するため、地方交付税の所要額を確保するとともに、沖縄県及び

同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源を確保するため、引き続き臨時沖縄特別交付金を

国の一貫会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、総需要抑制の見地から、地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政

府資金を増額することとしております。

第四は、抑制的基調のもとにおいて、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進すること

とし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の

重点的配分を図ることであります。

このため、各種社会福祉施設、教育振興対策等の充実を図るとともに、生活関連公共施設の整備

のための事業を重点的に進めることとし、また、人口急増地域及び過疎地域に対する財政措置の拡充を図ることとするほか、公共用地の円滑な取得

を図るため、昭和五十年度に限り臨時土地対策費を算入することとしております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を図るた

め、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進することとともに、公営企業債の増額及び資金の質の向上を図ることとしております。

第六は、超過負担の解消措置等により地方財政の健全化及び財政秩序の確立を図るとともに、地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容について是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、昭和五十年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、二十一兆五千五百八十八億円となり、前年度に対し、四兆一千八百三十五億円、二四・一%の増加となつております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、地方税負担と地方財政の現況にかんがみまして、第一に、個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費

税等について負担の軽減合理化を図ること、第二に、市町村の目的税として事業所税を創設することにより地方税源を充実強化することをその重点

といたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減を図るために、課税最低限を引き上げることとし、基礎控除の額及び配偶者控除の額をそれ

れ一万円、扶養控除の額を三万円引き上げるとともに、障害者控除等の所得控除の額についてもそ

の引き上げを行なうこととしたとしております。

個人の事業税につきましては、個人事業者の負

担の軽減合理化を図るために、事業主控除額を百八十万円に引き上げ、また、料理飲食等消費税につ

きました。旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免稅点を三千四百円に引き上げることといたしました。

自動車取得税につきましては、低公害車の開発及び普及を促進するため、いわゆる五十一年度規

制適合車について軽減を図ることとしたしまし
た。

次に、大都市等における都市環境の整備を要する費用に充てるため、市町村の目的税として事業所税を創設することといたしておりますが、農林漁業の生産の用に供する施設、中小企業の共同化のための施設等については非課税とすることとし、また、床面積または従業者数が一定規模以下の場合は課税しないこととするほか、この税の趣旨に照らして所要の課税標準の特例を設けることといたしております。

このほか、ガス税の税率の引き下げ、入湯税の税率の引き上げその他各税を通じて負担の適正化を図るとともに、所要の規定の整備等を行うことといたしております。

以上の改正により、昭和五十年度におきましては、個人の住民税における四千四百九十九億円を初め合計四千八百八十四億円の減税を行うこととなりますが、一方、事業所税の創設等により二百七十四億円の增收が見込まれますので、差し引き四千六百十億円の減収となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応して、社会福祉水準及び教育水準の向上に要する経費の増額を図るとともに、住民生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めるほか、過密・過疎対策、交通安全対策、消防救急対策、消費者行政、土地対策等に要する経費を充実することとしたしております。さらに、公共用地の円滑な取得を図るために、時土地対策費を設けることとしております。

以上が昭和五十年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田謙夫君　たいたい趣旨説明が行なわれました
地方税法の一部を改正する法律案　地方交付税法
の一部を改正する法律案並びに昭和五十年度地方
財政計画の報告に対して、私は、日本社会党を代
表して、政府の所信をただしたいと思います。

地方財政は、現在
乏期に次ぐ最大の危機を迎えております。われわれ
は、かねてから、昭和三十年代以降の高度経済
成長を土台とした見せかけの繁栄と形式論的な地
方財政好軒論に対し、日本経済の脆弱性を指摘
して警告を与え、地方自治の眞の發展のために
地方財政の体質を抜本的に改めることが必要であ
ると提案をし続けてまいりました。しかしながら
ら、政府は、眞の住民の福祉とは何かをも顧みず、
石油化学、自動車産業などを戦略産業として、い
たゞらにG.N.P.万能の高度経済成長を追い続けて

きたのであります。公害問題、石油ショックは日本経済における発展の虚構性を完膚なきまでに暴露いたしました。地方財政の窮迫は、実にこのような財界主導の経済政策と、それを推進してきた政府の経済姿勢の破綻の結果にほかならないのです。政府は、今日の地方財政の危機の原因があたかも地方公務員の給与削減にあるような言ふ

い方をしております。しかしながら、これは全く本末転倒した問題のすりかえにはなりません。人件費によつて地方財政が赤字になつたのではなく、赤字財政の中へ他の問題とともに人件費の問題が浮き上がつてきたにすぎないのです。したがつて、仮に給与問題が政府の思うままになつたとしても、それのみで今日の地方財政の危機は決して解消できるものでないことは明らかであります。地方財政の危機を根本的に解決するためには、政府が経済見通しを正確に行つて経済のさじ取りを誤らないこと、日本列島改造などを

とをしないこと、地方の自主財源を強化することと、住民福祉の向上を図るため自治体が作成した

計画の実施に必要な財源を十分保証すること、地

他の引き受けに思ひ切った方策を講じて公共用地の取得を容易にすることなどがぜひ実現されなくてはならないのであります。しかるに、ただいま説明がありました地方税法改正案、交付税法改正案並びに昭和五十年度の地方財政計画は、そのい

それをどうぞみましても 地方財政の現状に大
し、特に危機感を持って対処し努力したという跡

がなく、二十年来といわれる地方財政の危機に對しているのであります。政府は、地方財政の現状を見昭和三十年代以降における最大の財政的危機と見ていいないのでどうか。また、このような地方財政の窮屈化に對処するため具体的に一体どういう抜本策を講じているというのか、はつきりとお示し願いたいと思います。

私は、自治体行政にとってインフレは諸悪の根

源であると思ひます。物価の上昇、土地の大幅な値上がりによって、公共施設の整備は現在著しくおくれております。これらはインフレの激進な進行をあおつた政府の経済政策の失敗に原因があります。物価の安定こそ地方財政健全化の前提と言わなくてはなりません。来年三月の消費者物価を前年対比で五%前後に抑える自信が政府にあるの

かどうか、三木内閣がその命運をかけてこれを実現しようとする決意がおありかどうか、総理の所信を求めるものであります。

地方公務員の給与の決定は、すべての労働者の賃金形成過程がそうでありますように、労使の話し合いを基本とすべきものであります。労使間の話し合いの結果に対し、国が直接間接に圧力をかけることは厳に慎まなければなりませんし、また、正常な労使関係を確立するためには、非現業公務員に対しても争議権を含む団体交渉権を認めるべきであります。進歩性と民主性を自称する三

についての発言を求めます。

超過負担の問題は、単価差とともに数量差、対

数量差、対象差については、国の方の見解が自治体との対等な話し合いの場をつくって、その中で合理的な基準を設定すべきであります。この

ことなくしては超過負担問題の解決に水口はありません。また、社会福祉施設関係の補助金は、予算要求の段階で各施設ごとの明確な計画さえなくして、予算要求根拠が明確さを欠いております。公営住宅や教育施設などの補助金などと同様な制度に改善する必要があると私は思いますが、自治臣並びに厚生大臣の所見を求めます。

よつて抜本的改正が行われないまま今日に至つております。並み大抵の決意では実現できない間違がありますが、三木総理は勇断を持ってこれに処するお考えはないか、総理大臣の決意の表明を求めます。

強を図ることについて、国会においてしばし決議をいたしてきたところであります。地方財計画は、もともと地方交付税法第七条の規定に基づいて、翌年度における地方の歳入及び歳出にする見込み額としてつくられるもので、その年的地方交付税の総額の適否を判断するための基礎資料であります。したがって、地方財政計画の内容は、現実の地方の財政需要を踏まえた正確なものでなくてはなりません。そうでないと、地方税率の引き上げは必要でないということになってしまいます。しかるに、現在の地

す。(拍手)

〔國務大臣植木光教君登壇、拍手〕

○國務大臣(植木光教君) 若干補足をいたしました
てお答えを申し上げます。

非現業公務員の労働基本権の問題につきましては、公務員制度審議会で答申が出されております。政府は目下この答申の趣旨を実現すべく努力をしておるところなどございます。非現業公務員の争議権につきましては、全面否定論、一部否定論、全面容認論の三論を併記しているにとどまつております。審議会としての意思表示は如何なされないことは御承知のとおりでございまして、政府といたしましては、現行法制によつて対処してまいるのが適当であると考えております。(拍手)

官 報 (号外)

〔國務大臣河野謙三君登壇、拍手〕

○國務大臣(河野謙三君) 答弁の補足があります。福

田自治大臣。

〔國務大臣福田一君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田一君) 先ほどバス、トラック並

みに中小タクシーも非課税にすべきではないかと
いう御質問がございまして、それに答弁漏れがございましたのでお答えを申し上げます。

事業所税の創設につきましては、バスのように都市計画法に規定する都市施設であつて、そして一般的に市町村が行うものと同種のものと考えられるものにつきましては、この税の性格上にからがみまして非課税としたのでありますけれども、しかし、タクシーについては、バス等と異なり、こ

都市の交通の機能を補充する役割りを果たすもの

であるということになりますからして、課税標準の特例を設けることとしたものであつて、これを非課税とするとは適切でない、こういうふうに考えておるわけございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 上林繁次郎君。

〔上林繁次郎君登壇、拍手〕

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました、昭和五十年度地方財政計画並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

自衛省が発表した「昭和四十八年度都道府県決算の概況」によると、単年度収支の赤字団体は、前年度のわずか四団体から一挙に十六団体に上り、その赤字額も前年度の三億円から七十七億円に増加しております。四十九年度の見通しでは、

赤字団体の数はさらにふえ、五十年度に至つては、交付団体に転落する自治体が相当な数に上るものと予想されております。この深刻な財政危機に対応するため、地方公共団体は法人事業税、法人住民税の超過課税、また有料道路に対する固定資産税や事業税についても、従来の利益課税から課税方式を検討するなど、新たな財源の捻出に苦慮しているのが地方の実情であります。

公明党は、現在の地方財政危機の原因が、税財源の配分の適正を欠いていたことや、不当地方を締めつけてきた国庫補助事業の超過負担などに

あることを考えて、その解決策のまず第一歩として、超過負担解消のための、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案を本院に提出するとともに、今後の対策として、人口の急激な増加に伴う公共的施設の整備に関する特別措置法案を近々提出し、その実現によつて少し

このように地方、財政を危機に追い込んだ原因

は、長年にわたって三割自治の地方財政を放置し、たまま何ら解決策をとろうとしたかった政府の怠慢によるものと言わざるを得ません。しかも政府は、今日の財政危機を人件費の上昇にあると述べておりますが、しかし、地方の人件費は、教育、警察、福祉など事業費即人件費という事業が多く、

これらの推進にある程度の人件費がかさむことは当然と考えなければなりません。また、自治大臣は福祉の先取りが原因と言うに至つては、福祉の推進が要求される今日、福祉に対する認識を欠くとともに、地方自治のあり方をどう考えているのか、全く疑わざるを得ません。地方自治とは、地域住民のための直接的な行政サービスの窓口であり、国民生活に密着した福祉、教育など生活全般にわたる多種多様な要望を処理するのが地方自治ではないでしょうか。一体、総理並びに自治大臣は、地方自治を何と心得ておられるのか伺いたい。

質問の第二は、地方税についてであります。今国会の改正案には、大都市の財源の一環として、事業所税の創設が盛り込まれており、創設に対する評価はできるものの、その内容は非課税措置及び課税の特例等を多数設け、大幅に後退して

おります。しかし一方では、当然非課税とすべき中小企業の工業団地協同組合などに対しては課税されるという不公正な税制となつておりますが、このような不公正な税制を改める考え方があるかどうか。

また、事業所税の創設に伴い、法人、個人の事業税について、一三・二%という制限税率を設けようとしておりますが、これまで都道府県税は制限税率を設けないことが原則であります。政府は制限税率の導入の理由として、法人税の算定の際、事業税を損金算入しているため、国の法人税やまたそれに伴う交付税が減収となつて他の自治体に影響を及ぼさないためとしておりますが、しかし、現行の事業税制度は所得課税であり、こ

でも地方自治の育成に資することを願つているの

であります。国と地方の事務再分配、地方税への税源移譲等の問題は、すでに地方制度調査会などからも勧告されているにもかかわらず、何ら手をつけようとしておりません。いたずらに地方財政危機の原因を人件費ときめつけるのではなく、そ

の根本的な問題が三割自治にあることを十分認識して、この問題を真剣に検討すべきであると思うが、どうお考えであるか承りたい。

れを外形課税に改めるならばともかくも、現行の今まで法人税の損金算入にすることなど不合理な税体系の根本を改めようとしないことに問題があるのです。自治体の課税自主権は最大限に尊重すべきであり、この点をどう考えておられるか。

一方、住民税の減税は、昨年ようやく所得税の課税最低限の九割の線まで引き上げられたにもかかわらず、今日のこの物価高に大幅に後退し、配偶者控除等の所得控除の引き上げ幅がきわめて少額にとどまっています。このような時期にこそ大幅な減税を行なうべきであります。

さらに、電気税、ガス税についてもわが党はかねてから一般家庭用の電気、ガスは今日の生活に欠かすことのできないものであり、その撤廃を強く主張してまいりました。佐藤元総理もこれを悪税であると明言したのであります。三木総理、あなたはこの点についてどのように考えておられるか、この点を伺いたい。

第三は、地方交付税制度についてであります。御承知のように、現在の交付税制度は交付金を国税の一割合に固定化し、あくまでも交付率によって枠をはめるというものであります。しかし、そもそも安定的、固定的な交付率には無理があり、事実、昭和二十九年に平衡交付金制度から交付税制度になって、すぐ翌年度から国税減税の地方への影響、給与改定などを理由としながら、次第に交付税率は上昇してきたのであります。そ

の引き上げ幅は二十九年度から四十一年度までに一二%にとどまっています。四十一年度以降の

税率については全く引き上げられず、借入金や繰入金の措置を毎年度のように繰り返してきたのが実情であります。このようなあり方は、ますます増大する地方財政需要を無視したものであり、国税の自然増収が最近の不況の影響で今後その伸びが期待できない以上、この際、交付税制度を新たに考へ直して見る必要があると思いますが、どう考へておられるか。

私は、現在の交付税制度は高度成長による自然増収という特定の条件下において存在は可能であつたかも知れないが、今後低成長下の日本経済のもとでは、交付税率の大幅な引き上げがない限り、地方自治体の増高する財政需要に十分対応できないと考へるが、政府の見解を伺いたい。

最後に、超過負担の全面解消について伺います。

○國務大臣(三木武夫君)
〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君)
上林議員にお答えをいたします。

私に対しても、地方自治体というものをどういうふうに考へておるかという御質問でございました

が、何としても、この地域住民と一番密接に関係を持つておるのは地方自治体でありますから、今後地域住民の生活とか福祉というものが地方政府

超過負担額は過去五年間で一兆円にも及ぶと述べております。地方六団体を初め各地方公共団体からは例外なく超過負担の解消を求める声が高まっています。にもかかわらず、政府の国庫補助負担事業に対する姿勢はきわめて消極的であり、かつ後追い的措置であり、これは地方公共団体の要請に対し抜本的な解消策にはなっていないのであ

ります。

公明党は、超過負担に対する國の責任を明らかにし、地方公共団体の財政の健全な運営を図るために、國と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案を国会に提出いたしました。

業所税の新設などもその趣旨から出たわけです

が、しかし、一方において、地方自治体自身としても、給与水準というものを適正化していくとか、職員の増加をできるだけ抑制していくということは、地方住民、地域住民に対しても、私はやはり大きな責任だと思うのであります。そうして、今後、そういう面からも合理化に努力をしてもらいたいと。いろんな福祉の先取りという問題がある」と改革への意欲を示しておりますが、このわが党提出の法律案に対して政府は、どのように答えるつもりか、御所見を伺いたいのであります。

政府の明確かつ納得のいく答弁を期待して私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君)
上林議員にお答えをいたします。

すでに全国知事会では、昭和四十六年に地方超過負担率は四四・七%となっていると調査結果を発表しております。さらに、革新市長会でも、総務大臣は例外なく超過負担の解消を求める声が高まっています。にもかかわらず、政府の国庫補助負担事業に対する姿勢はきわめて消極的であり、かつ後追い的措置であり、これは地方公共団体の要請に対し抜本的な解消策にはなっていないのであ

ります。

それから、國と地方との事務配分、あるいは地方税への税源の移譲を早急に実現すべきだといいますと、地方自治体の役割りというものは非常にこれから重要視されなければならないと思つておられます。そのため、地方自治体の自主的な財務というものをもっとやつぱりこう明白にして再配分しますし、また、地方の自治体がやつておる

ことを民間がやれるような事業もあると思いますから、そういう点で、国と地方、あるいは民間も含めて、事務の再配分ということは私はこれは必要な課題であるし、われわれ自身としても、行政の見直しという中にはそれは重要な項目である。また、財源については、均衡のとれた配分といふものをやっぱりいたさなければなりません。

地方制度調査会、税制調査会などともこういう問題は検討をしてもらっておりますから、今後この問題とは真剣に取り組んでまいりたいと思つております。

電気税、ガス税、これは悪税であるので撤廃という御意見であります。これが市町村の重要なやつぱり相当な税収入がありまして、市町村としてはなかなかこれは重要な税目となつておりますので、これ、いますぐに廃止ということはなかなか困難でござります。この税制のよし悪しについてはいろいろ御批判のあることは当然でございますが、実際問題として、なかなかこれが非常に重要な税目となつておるので廃止が困難だといふことは正直に申し上げておいた方がいいと思ひます。しかし、今後この問題は、地方財政のいろんな状況ともあわせて考えながら検討していくかねればならぬ問題であることは申すまでもございません。

また、低成長時代には交付税制度というものを考えるべきでないかと、これを引き上げるという上林さんの御主張でございました。いま交付税率

を引き上げる考え方はございませんが、どうしても地方の自治体の仕事が非常にあえていく、しかも低成長時代という場合において、一体どのようにいうものをやっぱりいたさなければなりません。財源といふものをやつぱりいたさなければなりません。

地方制度調査会、税制調査会などともこういう問題は検討をしてもらっておりますから、今後この問題とは真剣に取り組んでまいりたいと思つております。

超過負担の解消については、これはやはり四十九年度の補正、五十年度の予算でも解消の措置を図りましたが、今後とも超過負担といふものは、地方自治体に対しての財政を非常に圧迫をするわけでありますから、今後解消には極力努力をしてまいりたい所存でござります。

お答えをいたしました。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) お答えを申し上げます。

私が福祉の先取りについて発言をいたしておりますのに、ついて御批判をいたいたいのであります。しかし、私は、福祉といふものは国のどこでも同じよう

でござりますが、私は、法人税の超過課税の問題でございます。

それで、そういうものも考慮に入れながら福祉をやついていただければ非常に結構である、こう申し上げておるわけであります。

それから、公明党さんから、超過負担の解消につきまして、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案といふものをお出しになりました。拝見をいたしました。御趣旨は、過去五年間におけるところの超過負担は約一兆円と見積もられるから、それを三年間に地方団体に交付しようと、こういう御趣旨と考えるのでござりますが、私たちといたしましては、この超過負担

しては、すでに申請が地方公共団体からございました。そして、そうしてそれを認めて決裁をしてしまった行政措置でございまして、これをいまから変えることは、せつからくの御提案ではあります。しかし、超過負担を解消せにやいかなという御趣旨には、私は、実は約二年前に自治大臣をいたしましたときにも、ぜひこれは地方自治体のためには、非常に努力をいたします。これは総理も御発言になつておるとおりでござります。

なお、法人税の超過課税の問題でございますが、これは財政審議会とか、その他の関係地方制度調査会等々ともいろいろ御答申をいたいておるのでありますけれども、今日の段階においては一%程度の超過課税が適当であろうという御趣旨をいたいておるのでございまして、やはり自治体はただいておるのでございまして、やはり自治体は課税権があるからといって何でも自分の思うように超過課税をするといふようなことは、これは國の税制制度といふものが乱れてしましますので、やはり一%程度にしていただきたい、かよううに考えておるわけでござります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 国と地方との財源の再

配分についての御質問でござります。仰せのようだ、国税と地方税との配分は七対三と一応なつておるわけでござります。しかし、地方税に対する譲与税、交付税等を加算いたしますと、この割合は五対五になるわけでござりますし、國庫の支出金で地方に交付されるものを加えますと、逆に三対七という計算も出てくるわけでござります。これは要するに、國と地方との財源配分につきましては、總理も仰せになりましたよう、行財政全体との関連において、配分の状況において考慮すべきものでございまするし、また、地方税ばかりでなく、交付税、地方債等々、総合的に勘案して判断すべきものと心得ております。

それから第二の問題は、このような低成長期になつた場合に、交付税のあり方は再検討すべきでないかという趣旨の御質問でござります。この交付税というのは、御案内のように、財源の著しい偏在の中で地方の行財政の均衡化を図つてまいることを目的とするものでございまして、本来、好況と不況との関係はないものと考えるのでございまして、好況、不況を問わず、この均衡化的機能はこの交付税制度で果たしてきてまいったわけでござりますし、今後もそうであることを私どもは期待いたしております。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑を終了いたしました。

配分についての御質問でござります。仰せのようだ、国税と地方税との配分は七対三と一応なつておるわけでござります。しかし、地方税に対する譲与税、交付税等を加算いたしますと、この割合は五対五になるわけでござりますし、國庫の支出金で地方に交付されるものを加えますと、逆に三対七という計算も出てくるわけでござります。これは要するに、國と地方との財源配分につきましては、總理も仰せになりましたよう、行財政全体との関連において、配分の状況において考慮すべきものでございまするし、また、地方税ばかりでなく、交付税、地方債等々、総合的に勘案して判断すべきものと心得ております。

○議長(河野謙三君) 日程第一 昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長樺垣徳太郎君。

○大蔵委員長 樺垣徳太郎君 岐阜県議会議員樺垣徳太郎君より報告を求めます。

審査報告書

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月十三日

大蔵委員長 樺垣徳太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十八年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剩余金の効率的活用を図るため、当該剩余金のうち公債又は借入金の償還財源に充てる部分の金額について特例を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

昭和四十八年度の歳入歳出の決算上の剩余金からする国債等の償還財源への繰入率を五分の

一に引き下げるに伴い、昭和五十年度一般会計歳入予算に、千三百七十八億二千九百四万九千円が国債整理基金特別会計への繰入額として計上されている。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年二月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案

右は国会法第五十条後段の規定により、委員長これを決し、原案どおり可決すべきものと議決いたしましたが、その詳細は会議録等の債権財源に充てるべき率について、財政法第六条に定める「二分の一」を、「五分の一」とする特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本案の措置と財政法との関係、公債政策及び公債管理政策のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長これを決し、原案どおり可決すべきものと議決いたしました。

二、處理の特例に関する法律

昭和四十八年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金についての財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条の規定の適用については、同条第一項中「一分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

る。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

〔投票執行〕

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○樺垣徳太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、当面の財政事情及び国債整理基金の資金状況等を勘案し、財政資金の効率的活用を図るため、昭和四十八年度の一般会計歳入歳出の決算上生じた剩余金に限り、当該剩余金のうち、公債等の債権財源に充てるべき率について、財政法第六条に定める「二分の一」を、「五分の一」とする特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本案の措置と財政法との関係、公債政策及び公債管理政策のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長これを決し、原案どおり可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

外号報

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。

投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

【投票箱閉鎖】

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

【参考投票を計算】

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十一票

白色票

百二十二票

青色票

九十九票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名	百二十二名
平井 順志君	林 道君
中西 一郎君	寺本 広作君
林田 悠紀夫君	山本 茂一郎君
園田 清充君	前田 佳都男君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	梶木 又三君
藤川 一秋君	宮田 輝君
鳩山 威一郎君	秦野 章君
安孫子 藤吉君	青井 政美君

有田 一寿君	井上 吉夫君	古賀雷四郎君
石破 二朗君	糸山 英太郎君	河本嘉久藏君
中村 登美君	吉田 実君	川野辺 静君
松岡 克由君	藤井 丙午君	山崎 竜男君
桧垣徳太郎君	原 文兵衛君	初村滝 一郎君
中村 袁二君	細川 護熙君	世耕 政隆君
佐藤 隆君	菅野 優作君	高田 浩運君
上田 稔君	中山 太郎君	久次米健太郎君
長田 裕二君	石本 茂君	木島 則夫君
小林 国司君	宮崎 正雄君	山田 徹一君
久保田藤磨君	玉置 和郎君	木島 則夫君
柳田桃太郎君	西村 尚治君	田渕 哲也君
玉置 和郎君	新谷寅三郎君	白木義一郎君
柳田桃太郎君	青木 半次君	黒柳 明君
玉置 和郎君	八木 一郎君	栗原 房雄君
柳田桃太郎君	丸茂 重貞君	原田 立君
玉置 和郎君	柴立 芳文君	藤井 恒男君
柳田桃太郎君	棚辺 四郎君	栗原 房雄君
玉置 和郎君	永野 嚴雄君	栗原 房雄君
柳田桃太郎君	戸塚 進也君	栗原 房雄君
玉置 和郎君	山東 昭子君	栗原 房雄君
柳田桃太郎君	遠藤 要君	栗原 房雄君
玉置 和郎君	大島 友治君	栗原 房雄君
柳田桃太郎君	岩男 顕一君	栗原 房雄君
玉置 和郎君	高橋 善富君	栗原 房雄君
柳田桃太郎君	中村 太郎君	栗原 房雄君
玉置 和郎君	太郎君	栗原 房雄君
柳田桃太郎君	源田 謙吾君	栗原 房雄君
玉置 和郎君	実君	栗原 房雄君

反対者(青色票)氏名	九十九名	塩出 啓典君	青島 幸男君
太田 淳夫君	矢原 秀男君	内田 善利君	柄谷 道一君
喜屋武真榮君	相沢 武彦君	桑名 義治君	上林繁次郎君
高橋 邦雄君		藤原 房雄君	栗林 卓司君
		黒柳 明君	矢追 秀彦君
		原田 立君	藤井 恒男君
		木島 則夫君	鈴木 一弘君
		山平 芳平君	宮崎 正義君
		多田 省吾君	田渕 哲也君
		中沢伊登子君	黒柳 明君
		二宮 文造君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	桑名 義治君
		小平 芳平君	喜屋武真榮君
		多田 省吾君	高橋 邦雄君
		中尾 辰義君	栗原 房雄君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
		多田 省吾君	青島 幸男君
		中尾 辰義君	内田 善利君
		小平 芳平君	黒柳 明君
		多田 省吾君	塩出 啓典君
		中尾 辰義君	青島 幸男君
		小平 芳平君	内田 善利君
		多田 省吾君	黒柳 明君
		中尾 辰義君	塩出 啓典君
		小平 芳平君	青島 幸男君
		多田 省吾君	内田 善利君
		中尾 辰義君	黒柳 明君
		小平 芳平君	塩出 啓典君
	</		

地手当の内扱とみなす。

「加藤武徳君登壇 拍手」

○加藤武徳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本年一月二十三日の人事院勧告を完全実施するため、北海道加算額並びに内閣総理大臣が定める北海道以外の寒冷地域に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額の支給限度額を引き上げようとするものであり、昭和四十九年八月三十日から適用しようとするものであります。

委員会におきましては寒冷地手当の性格や今回、手当の基準額を据え置き、加算額だけの改定にとどめた理由、基準日後の世帯区分の変更等に応ずる手当の支給、今後における寒冷地手当制度のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本社会党の野田委員より手当の基準額を検討し、定額分の増額を考慮し、基準日後の世帯区分の変更等に応ずる支給額の調整並びに支給地域区分の改定、手当の性格にかんがみ、その取り扱いについて検討すべきである旨の各党共同の附

帶決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とともに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

出席者は左のとおり。

議員	議長 河野謙三君	副議長 前田佳都男君
太田淳夫君	矢原秀男君	吉田政美君
野末陳平君	喜屋武真榮君	井上吉夫君
下村泰君	相沢武彦君	塩山英太郎君
塩出啓典君	青島幸男君	吉田実君
市川房枝君	柄谷道一君	藤井丙午君
内田善利君	峯山昭範君	原文兵衛君
桑名義治君	三治重信君	細川護熙君
平井卓志君	林道君	菅野儀作君
上林繁次郎君	阿部憲一君	石本茂君
藤原房雄君	栗林卓司君	中山太郎君
寺下岩藏君	中西一郎君	宮崎正雄君
黒柳明君	矢追秀彦君	山内一郎君
原田立君	田代富士男君	内藤善三郎君
藤井恒男君	木島則夫君	岩動道行君
寺本広作君	林田悠紀夫君	鍋島直紹君
鈴木一弘君	山田徹一君	上原正吉君
宮崎正義君	柏原ヤス君	新谷寅三郎君
中村利次君	田渕哲也君	青木一男君
山本茂一郎君	神田博君	丸茂重貞君
園田清充君		

よつて、許可することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会

二宮文造君

白木義一郎君

小平芳平君

多田省吾君

中尾辰義君

中沢伊登子君

福間知之君

最上進君

望月邦夫君

森下泰君

梶木又三君

岩上妙子君

宮田輝君

藤川一秋君

福岡日出磨君

鳩山威一郎君

秦野章君

安孫子藤吉君

有田一寿君

石破二朗君

吉田克由君

松岡登美君

中村登美君

桧垣徳太郎君

中村禎二君

佐藤隆君

長田裕二君

玉置和郎君

小林国司君

久保田廉廣君

柳田桃太郎君

柳田桃太郎君

西村尚治君

西村尚治君

岩動道行君

岩動道行君

鍋島直紹君

鍋島直紹君

上原正吉君

上原正吉君

新谷寅三郎君

新谷寅三郎君

青木一男君

青木一男君

丸茂重貞君

丸茂重貞君

西村尚治君

西村尚治君

柳田桃太郎君

主意書(提出)

同日本院は、社会保険審査会委員に黒木延君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る二月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

社会労働委員
文教委員
安永 英雄君
山東 昭子君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

名した。

公害対策及び環境保全特別委員

久保 豊君

志村 愛子君

内閣委員

安永 英雄君

戸塚 進也君

秋山 長造君

内閣委員

安永 英雄君

山東 昭子君

秋山 長造君

内閣委員

安永 英雄君

山東 昭子君

秋山 長造君

内閣委員

安永 英雄君

山東 昭子君

秋山 長造君

内閣委員

安永 英雄君

名した。

内閣委員

志村 愛子君

内閣委員

戸塚 進也君

秋山 長造君

内閣委員

安永 英雄君

山東 昭子君

内閣委員

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小平芳平君提出大脛四頭筋拘縮症対策に関する質問に対する答弁書

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

内閣委員
志村 愛子君
戸塚 進也君
秋山 長造君
斎藤 十朗君
同

官 報 (号 外)

右の通り議決した。よつて参議院規則第六十二

条により承認を求めます。

昭和五十年三月五日

予算委員長 大谷藤之助

名した。

外務委員

野坂 參三君

れた。よつて議長は即日これを委員会に付託し

文教委員 (国会法第四十二
条第三項の規定によるもの)

宮田 輝君

た。

議院運営委員

黒柳 明君

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

参議院議長 河野 謙三殿

内藤 功君

予算委員長 大谷藤之助

青木 一男君

予算委員

加藤 進君

岩間 正男君

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

植木 光教君

同

予算委員

加藤 進君

同

外務委員

坂野 重信君

同

文教委員 (国会法第四十二
条第二項但書の規定によるもの)

昭和五十年三月十四日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

二八

を行えば、予後は一般に可良である。」とされて

いる。

しかし、これでは親の不安を和らげることに

ならないので、この趣旨を徹底させて、治療へ

の希望をもたせる必要がある。そのためには、

①なおつていつた例 ②なおらなかつた例 ③

かえつて悪くなつた例の紹介を行うことがもつ

とも効果的であると考える。

その具体的な施策を示されたい。

三 受療機会の確保について

注射を行う医師は全国にまたがつてゐるのに、育成医療機関、整形外科専門医は限られて
いるから、患兒のなかには、治療を受けるのに泊りがけで行かなければならぬものが多く出
ている。

注射が機縁となつて引きおこされたものであ
ること、おそらく万をこえるだらうと推定され
る多數であることを考へると、特段の行政的配
慮を加えるべき性格の疾病である。

したがつて、単に育成医療によつて自己負担
分を公費でみるということにとどめることな
く、

(1) 受療機会の確保について、例えば交通費の
追加負担、所得制限の緩和についても特別の

措置を講すべきだと考へるがどうか。

(2) なお育成医療の予算わくにしばられて、受
療が拒否されることのない旨を周知させる必
要もあるので、併せて確認しておきたい。

(3) 記録によれば、四十年に福井県で、四十四
年に愛知県で集団的に発見され、示談あるい
は訴訟によつて、損害賠償の面だけに切りが
つけられたとあるが、これら過去の事例も、

親自身が自衛のために医療への介入をはじめる
か、あるいは訴訟によつて間接の医療のあり方
に反省を求める道を選ぶしかなくなつてくる。

行政としては、とりあえず、

一について

大脛四頭筋拘縮症に係る健康診査の実施状況
(一月末現在)については、集計が終わり次第公
表いたしたい。

なお、今後とも大脛四頭筋拘縮症に係る健康
診査の実施状況の集計結果については、必要に
応じ公表いたしたい。

参議院議員小平芳平君提出大脛四頭筋拘縮症対
策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

くれない、とする科学的な研究姿勢は、学問的
にはもつともなことであるが、子どもをもつ親
たちにとっては、子どもの病氣はいつ起るか判
らないし、そうなれば今日明日にでも注射を含
む医療を受けざるを得なくなる。科学的な原因
究明によつて確定されるだらう予防対策を待つ
ゆとりはないのである。行政は医療に介入でき
ないといつた一般原則で、何もしないのでは、
親自身が自衛のために医療への介入をはじめる
か、あるいは訴訟によつて間接の医療のあり方
に反省を求める道を選ぶしかなくなつてくる。

参議院議員小平芳平君提出大脛四頭筋拘縮症対
策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 三木 武夫

四 未然防止対策について

注射の部位、回数、注射を受けた年齢、注射
薬の成分等との関連を究明しなければ根本的原
因はわからない、したがつて未然防止対策もつ

(3) 医師の永久免許のあり方と再検討と卒後研
修の採用

について、その対策を考えているか、具体的な
用意があれば示されたい。

二について

現在、厚生省の依頼により、大脛四頭筋拘縮
症に関する研究班(班長日本大学医学部佐藤孝

三教授)において、全国の指定育成医療機関に協力を求め、本症患者の治療方法及び予後等の具体的な事例について調査を実施し、同研究班として、この調査に基づきできるだけ速やかに具体的な症例に応じた予後の見通し及び適切な治療の方法を示すべく、とりまとめているところである。政府としても、その報告を待つて関係者への周知を図つてしまいたい。

(1) 指定育成医療機関のうち整形外科部門を有する医療機関は、全国で一、〇一九か所あり、医療を受けるのに支障をきたしていないものと考えている。

なお、入院治療又は転医を必要とするときであつて、医療機関まで歩行困難である等により必要と認められる場合には、育成医療においても移送の給付を行うこととしている。

また、育成医療の給付については、養育医療等と同様、扶養義務者等の負担能力に応じ

公費負担しており、現在の取扱いは適正なものと考えている。

(2) 育成医療の給付に必要な費用については、所要の予算措置を講じているところである。

(3) 御質問の過去の事例についても、支給要件に該当する場合には、育成医療の給付の対象となり得るものである。

四について

(1) 本症の発生防止に関し、昨年、日本医師会は、小児に対する筋肉注射の回数、部位等についての留意事項を含む研究報告をまとめ、会員に周知徹底の措置を講じている。

政府としても現在行われている研究班の研究結果等を踏まえ、遺憾なきを期してまいりたい。

(2) 医療に関する情報については、地方公共団体等と密接に連絡をとりつつその収集に努め

るほか、情報収集体制のシステム化に関する研究開発を進めているところであるが、本症

の発生にもかんがみ、更に努力してまいりたい。

(3) 医師の卒後研修については、従来から実施しているところであるが今後ともその充実に努めてまいりたい。また、医師の免許については、国家試験を厳正に実施して免許を与えており、今後とも国家試験の改善に努めたい。

強く要望されている。

さて広島市竜王町八一にある学校法人「広島朝鮮学園」〔広島朝鮮第一初級学校〕は山陽新幹線よりわずか二十二メートルの距離となり、教育環境の破壊は著しいものがあると考えられる。

学校当局としては、今まで国鉄その他関係当局に対し「路線変更」あるいはそれが不可能ならば「学校移転」を要請し続けてきたが、国鉄当局としては、二重窓、防音壁等の防音工事による障害防止対策のみに限定し、移転については応じようとしない。

これららの点に関連して、次の通り質問をする。
一、生活環境も大切であるが、教育環境もそれ以上に重要である。したがつて学校等に対する障害防止対策は、適当な場所があれば、むしろ移転することが望ましく、適当な移転場所のない場合、次善の策として防音工事を行うべきであ

参議院議長 河野 謙三殿

塙出 啓典

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年一月二十四日

鉄道騒音等に対する障害防止対策に関する質問主意書

参議院議長 河野 謙三殿

質問主意書

ると思うが、政府の考え方をききたい。

一、昭和四十九年五月二十八日国鉄発表の「既設新幹線鉄道騒音に対する障害防止対策の実施について」によれば、住居・アパート等に対する

障害防止対策については「この障害防止対策は家庭防音工事の施行を原則とし、家庭の移転、跡地の買取り請求があればこれに応することとする」と明記されている。ところが学校・病院等の特に静穏の保持を要する施設については、防音工事の施行のみで、移転、跡地の買取り請求に応することは書かれていません。

昭和四十七年十一月二十日環境庁長官より運輸大臣に提出された「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について」の内容から考えてみても、学校・病院の場合も、住居・アパートの場合と同様に、移転、跡地の買取り請求に応するようすべきであると思うが政府の考え方をききたい。

対策を立てるべきである。政府の今後の方針をききたい。

程度が新幹線より著しくひどい場合でも、何等の救済処置もない。在来線についても速やかに

対策を立てるべきである。政府の今後の方針をききたい。

参議院議員塙出啓典君提出鉄道騒音等に対する質問に対する答弁書

障害防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

学校等に対しては、一で述べたとおり現段階においては、防音工事で対処するようしたいと考えている。

三、について

在来線のすぐそばを新幹線が通るようになつたため、在来線の鉄道騒音が新幹線の高架橋に反射して今まで以上にひどくなつているところがある。また新幹線建設とともに在来線を

四、在来線の学校等に対する騒音対策と弁書

する障害防止対策に関する質問に対する答弁書

在来線についても市街地における高架化や新線建設等に際しては、防音壁の整備等により周辺における騒音等の軽減に配慮しているところである。

一、について

新幹線鉄道沿線の学校等に対する騒音対策と

して、現段階においては、一定水準以上の騒音に対して、防音工事を行うことにより教育環境を保持するよう努めてまいりたいと考えている。

しかしながら、一般の在来線においては、生活との密着性等もあって、新幹線とは事情を異にしている面もあり、今後十分検討することとしたい。

二、について

新幹線鉄道騒音対策は、昭和四十七年十一月二十日の環境庁長官の勧告に従い、国鉄をして

鋭意対策を推進せしめているところであるが、

このうち障害防止対策は、昨年六月、国鉄において「新幹線鉄道騒音に係る障害防止処理要綱」

を制定し実施中である。

三、在来線の騒音等の環境破壊については、その

程度が新幹線より著しくひどい場合でも、何等の救済処置もない。在来線についても速やかに

対策を立てるべきである。政府の今後の方針をききたい。

昭和五十年三月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員塙出啓典君提出鉄道騒音等に対する

考へてゐる。

[第六号参照]

審査報告書

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年二月二十五日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、戦後わが国が締結したイタリア、ドイツ等との文化協定とほぼ同様の内容のものであつて、文化、教育等の分野における交流を奨励することを規定したものである。この協定の締結は、両国間の文化関係の一層の発展

に資することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

特に費用を要しない。

第四号中正誤

	正	誤	行	段	四	第
五一	二から八	二から九	プロジェクト	プロジェクト	プロジェクト	二
五一	三一	三一	チーム	チーム	チーム	一
五一	三一	三一	地方自治	地方自治	地方自治	一
五一	三一	三一	悲願	悲願	悲願	一
五一	三一六	三一六	文部省を	文部省を	文部省を	一
五一	三一八	三一八	在留氏	在留氏	在留氏	一
五一	一四	一四	すべき	すべき	すべき	一
五一	四九	四九	ことが	ことが	ことが	一
五一	三一〇	三一〇	めぐつて	めぐつて	めぐつて	一
五一	六	ある	おる	おる	おる	一

昭和五十一年三月十四日 參議院會議錄第七号

明治二十二年三月三十日
種類便物認可

定価
一部 一一〇円

発行所

大 藏 省 印 刷 局
東京都港区赤坂一丁目二番地
郵便番号一〇七
電話 東京 五八二一 四四二二(大代)

一三四